

総務委員会資料
[総務部]
令和3年5月19日・20日

《主要施策の概要及び課題》

1. 各課別予算額	1
2. 人員配置表	2
3. 各課別分掌事務	3
4. 主要施策の概要	6
5. 課題	7

1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和3年度当初 (A)	令和2年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
総 務 課	6,388,902	6,358,054	30,848	100.5
人 事 課	5,065,034	5,302,313	△ 237,279	95.5
財 政 課	70,459,894	71,605,514	△ 1,145,620	98.4
税 務 課	34,862,310	35,143,403	△ 281,093	99.2
管 財 課	5,807,641	5,932,324	△ 124,683	97.9
営 繕 課	348,704	360,309	△ 11,605	96.8
総務事務センター	862,657	903,592	△ 40,935	95.5
総務部 合計	123,795,142	125,605,509	△ 1,810,367	98.6

(特別会計)

(単位 千円)

課 名	会 計 名	令和3年度当初 (A)	令和2年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
財 政 課	公 債 管 理 特 別 会 計	96,041,677	106,779,099	△ 10,737,422	89.9
税 務 課	証 紙 特 別 会 計	639,805	740,249	△ 100,444	86.4
総務事務 センター	総務事務集中 処 理 特 別 会 計	8,877,253	8,341,920	535,333	106.4

2. 人員配置表

(令和3年4月1日現在)

(1) 本庁

課名	一般職員			教育 公務員	合計
	事務	技術	計		
総務課	45	1	46		46
人事課	33	3	36		36
財政課	21		21		21
税務課	19		19		19
管財課	15	12	27		27
営繕課	1	14	15		15
総務事務センター	35		35		35
計	169	30	199		199

(2) 地方機関

機関名	一般職員			教育 公務員	合計
	事務	技術	計		
隠岐支庁	41	100	141		141
(県民局)	11	4	15		15
(保健所)	5	18	23		23
(農林水産局)	5	38	43		43
(県土整備局)	20	40	60		60
東部県民センター	74	20	94		94
西部県民センター	56	18	74		74
公文書センター	1		1		1
東京事務所	19	3	22		22
自治研修所	5		5		5
計	196	141	337		337

合計	365	171	536		536
----	-----	-----	-----	--	-----

3. 各課別分掌事務

(1) 総務課

- ① 条例、規則その他規程の審査及び公布並びに法令に関する総合調整に関すること。
- ② 県報発行及び官報報告に関すること。
- ③ 行政手続に関すること。
- ④ 行政書士に関すること。
- ⑤ 隠岐支庁及び県民センターに関すること。
- ⑥ 公文書センターに関すること。
- ⑦ 東京事務所に関すること。
- ⑧ 宗教法人に関すること（文書管理室）。
- ⑨ 公益社団法人及び公益財団法人、移行法人並びに知事が所管する特例民法法人に係る総合調整に関すること（文書管理室）。
- ⑩ 公文書及び公印の管理に関すること（文書管理室）。
- ⑪ 情報公開、個人情報保護及び知事の資産公開に関すること（文書管理室）。
- ⑫ 私立学校に関すること（私立・県立大学室）。
- ⑬ 公立大学法人島根県立大学に関すること（私学・県立大学室）。
- ⑭ 竹島に関すること（竹島対策室）。

(2) 人事課

- ① 地方職員共済組合に関すること。
- ② 職員互助会に関すること。
- ③ 庁中儀式に関すること。
- ④ 職員の旅費に関すること。
- ⑤ 恩給及び退隠料に関すること。
- ⑥ 職員の公務災害補償に関すること。
- ⑦ 地方公務員災害補償基金に関すること。
- ⑧ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- ⑨ 職員の定数に関すること。
- ⑩ 職員の表彰に関すること。
- ⑪ 職員の進退及び身分並びに服務及び監察に関すること。
- ⑫ 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。
- ⑬ 職員の賠償責任に関すること。
- ⑭ 行政考査及び能率に関すること。
- ⑮ 職員団体に関すること。
- ⑯ 外部監査に関すること。
- ⑰ 自治研修所に関すること。
- ⑱ 執行機関として置かれる委員会又は委員の事務局等の職員の定数及び身分取扱いについての連絡調整に関すること。
- ⑲ 内部統制に関すること。

- ⑳行政改革の推進に関する事(行政改革推進室)。
- ㉑県の公社、事業団等に係る総合調整に関する事(行政改革推進室)。
- ㉒行政組織に関する事(行政改革推進室)。
- ㉓執行機関として置かれる委員会又は委員の事務局等の組織についての連絡調整に関する事(行政改革推進室)。
- ㉔職員被服等の貸与に関する事(福利厚生室)。
- ㉕ライフプランに関する事(福利厚生室)。
- ㉖島根イン青山に関する事(福利厚生室)。
- ㉗職員の厚生に関する事(福利厚生室)。
- ㉘職員の労働安全衛生に関する事(福利厚生室)。
- ㉙職員の勤労者財産形成貯蓄に関する事(福利厚生室)。

(3) 財政課

- ①予算及び財政に関する事。
- ②県議会に関する事。
- ③県の公社、事業団等の業務運営に対する財政的関与に関する事。

(4) 税務課

- ①県税に関する事。
- ②県税の賦課徴収に関する資料の作成に関する事。
- ③課税自主権の活用に関する事。
- ④市町村の税務行政に係る支援に関する事。

(5) 管財課

- ①県庁舎(県議会議事堂を含む。以下同じ。)及び県庁舎内諸施設の維持管理に関する事。
- ②県庁舎内及び県庁構内の秩序維持に関する事。
- ③職員宿舎に関する事。
- ④土地開発基金に関する事。
- ⑤公有財産の取得、管理及び処分に関する事(財産活用推進室)。
- ⑥県有財産の有効活用の推進に関する事(財産活用推進室)。
- ⑦県有施設の維持管理及び保全に関する事(財産活用推進室)。
- ⑧県有施設の長寿命化に関する事(財産活用推進室)。
- ⑨国有資産等所在市町村交付金に関する事(財産活用推進室)。
- ⑩県有財産の火災共済に関する事(財産活用推進室)。

(6) 営繕課

- ①県有建物の建築及び修繕に関する事。
- ②地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の各島根県支部並びに病院局からの受託による建築工事に関する事。
- ③建築工事に係る設計施工基準及び積算基準に関する事。

④市町村等が行う建築の技術支援に関すること。

(7) 総務事務センター

①総務事務の集中処理化に関すること。

②給与の支給に関すること。

③扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定等に関すること。

④職員の児童手当に関すること。

⑤会計年度任用職員の報酬の支給に関すること（非常勤職員システムにより支給するものに限る。）。

⑥特別職職員の報酬の支給に関すること（非常勤職員システムにより支給するものに限る。）。

⑦旅費の支給に関すること。

⑧支出事務に関すること。

⑨物品等の調達に関すること。

⑩県有自動車の調達及び管理に関すること。

⑪通送に関すること。

4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. 竹島領土権確立対策事業	35,839	「竹島の日を定める条例」の趣旨を踏まえ、問題解決に向けた国民世論の喚起を促す取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・竹島問題研究会の開催 ・竹島の日記念行事の実施や啓発パンフレットの作成など広報啓発活動の実施 ・展示資料の多言語化、データ化を実施 	総務課 (竹島対策室)
2. 公立大学法人島根県立大学運営支援事業	2,362,732	公立大学法人島根県立大学の運営の支援を図るため、必要な経費を交付。 <ul style="list-style-type: none"> ・経常経費に係る大学運営費交付金 	総務課 (私学・県立大学室)
3. 私学振興事業	2,775,495	私立学校の教育水準の維持向上を図るため、私立学校運営費の助成を実施するとともに、すべての高校生等が安心して学校活動に専念できるよう、家庭の教育費負担軽減のための支援を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・中学、高校、専修学校への経常費助成 ・就学支援金の給付、私立高等学校授業料減免補助、奨学のための給付金の給付 	総務課 (私学・県立大学室)
4. 県有施設長寿命化推進事業	3,352,941	県有施設の長寿命化を図りながら、施設修繕費を平準化するため、維持保全計画に基づく計画的な修繕を実施。 [対象施設] 知事部局、警察本部、教育委員会	管財課

5. 課題

課 名	事 項 名	概 要
総 務 課 (竹島対策室)	1. 竹島問題について	<p>1. 概要</p> <p>(1) 平成17年3月、議員提案により「竹島の日を定める条例」を制定</p> <p>(2) 条例の趣旨を踏まえ、県では次の活動を実施</p> <p>①国への要望活動 重点要望などにおいて、竹島の領土権が早期に確立するよう国の対応を要望してきている。平成24年8月の韓国大統領の上陸以降、政府組織の設置や学習指導要領の改訂など、国において動きがある。</p> <p>②広報啓発 「竹島の日」記念式典の開催、竹島資料室での展示、研修会の開催、インターネットによる情報発信など、様々な啓発活動を実施</p> <p>③調査研究 竹島問題研究会を4回設置し、竹島問題に関する客観的な調査研究を実施</p> <p>④県内学校における竹島学習 県において、竹島学習DVDや竹島学習リーフレット等の副教材を独自に作成。これらを使用して、県内の全ての小・中学校、高校、特別支援学校で竹島に関する学習を実施</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>(1) 国への要望活動 次の事項を中心に、粘り強く要望活動を継続する必要がある。</p> <p>①国民世論の啓発や国際社会への情報発信</p> <p>②竹島に関する研究機関の設置など研究体制の強化、若手研究者の育成や県が実施する調査・研究への支援</p> <p>③国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開</p> <p>④政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定</p> <p>⑤隠岐の島町への啓発施設の設置</p> <p>(2) 県の取組 引き続き、竹島問題に関する客観的な研究を行うとともに、県民及び国民全体の理解や世論の盛り上がりを図るため、関係団体等とも連携し工夫しながら啓発活動を進める。</p>

課名	事項名	概要
総務課 (私学・県立大学室)	1. 公立大学法人島根県立大学の改革	<p>1. 概要</p> <p>県は、平成30年10月に大学の達成すべき業務運営に関する6年間(令和元～6年度)の目標である第3期中期目標を策定。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【中期目標に示す「大学改革の方向性」】</p> <p>県民本位・学生本位の大学として、県立大学の目指すべき姿を「地域貢献・教育重視型大学」と位置づけ大学改革を推し進める。</p> </div> <p>大学は、中期目標達成のための中期計画を策定。毎年度、中期計画に基づき年度計画を策定し、改革を推進。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【これまでの取組】</p> <p>(1)学部の改編 令和3年4月に、浜田キャンパスの総合政策学部を、地域政策学部及び国際関係学部の2学部に改編。</p> <p>(2)入試制度の改革 県内入学者確保のため、浜田キャンパスの学部改編に合わせ、入試制度を見直し。令和4年度入試では、出雲キャンパスでも見直し(令和2年6月公表済)。</p> <p>(3)研究機関の再編 令和3年4月に、島根県が抱える地域及び国際的な課題研究を支援する組織として、しまね地域国際研究センターを開設。なお、既設のしまね地域研究センターは令和3年3月に廃止し、北東アジア地域研究センターは令和5年3月に廃止予定。</p> </div> <p>2. 今後の課題</p> <p>この大学改革は、県が大学に求める人材の育成や地域課題に対する研究を推し進めるものであり、県としても後押が必要。</p>

課名	事項名	概要
人事課	1. 働き方改革について	<p>1. 概要</p> <p>「いきいきと働きやすい職場づくり」を推進するため、長時間労働を是正するとともに、柔軟な働き方を可能とする制度や仕組みを整備することで、職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進及び公務能率の向上並びに人材の確保を図る。</p> <p>【取組項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①時間外勤務の上限規定の新設 ②36協定又は36協定に準じた確認書の締結促進 ③勤務時間の適正把握 ④勤務間インターバルの確保 ⑤業務経験者の派遣制度の新設 ⑥テレビ会議システムの導入 ⑦サテライトオフィスの設置 ⑧AI・RPAの活用 ⑨勤務時間の割振り変更制度の活用推進 ⑩時差出勤勤務制度の導入 ⑪在宅勤務の試行 ⑫年次有給休暇の確実な取得 <p>2. 今後の課題</p> <p>働き方改革の各取組を着実に実施し、いきいきと働きやすい職場づくりを推進する必要がある。特に、時間外勤務の縮減に向けて、現状分析を随時行って課題を把握した上で、業務量の削減、仕事のやり方の工夫・効率化、所属内又は所属を超えた業務の繁閑調整、慣例的に実施しているが必要性が薄れてきている業務のスクラップなどに、これまで以上に重点的に取り組む必要がある。</p>

課名	事項名	概要
財政課	1. 財政運営について	<p>1. 概要</p> <p>県財政は、「財政健全化基本方針」（平成19年度）や「財政運営指針」（平成29年度）に基づき、職員定員の削減や歳出の見直し、歳入の確保などの取組を行い、財政健全化が進んだ。</p> <p>しかし、歳出面では、人件費、交際費、社会保障経費等の義務的な経費に一般財源の大半が充てられており、さらに高齢化の進展等に伴い、社会保障費は増加している。また国民体育大会の準備経費などの新たな財政需要への対応も必要となっている。</p> <p>歳入面では、依然として県税などの自主財源に乏しく、地方交付税など国からの収入に依存しているため、財政基盤が脆弱である。</p> <p>こうした中であっても、島根創生の取組を進めていくため、令和元年に「中期財政運営方針」を策定し、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、行政の効率化・最適化の推進、県有財産の売却などによる財源の確保、決算剰余金等を活用した財政基盤の強化を進め、島根創生を推進するための事業費の確保と健全な財政運営の両立に取り組んでいる。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、臨機応変に対応していく必要があり、国の交付金も最大限活用しつつ、新型コロナウイルス感染症対策と島根創生の推進の両立を進めるとともに、健全な財政運営を図っていく必要がある。</p>